

追分鴨田町内会 会則

(名 称)

第1条 本会は追分鴨田町内会（以下町会）と称する。

(目 的)

第2条 町会は、会員の親睦と相互扶助の精神に基づき、地域社会の発展と住民福祉の増進を図ることを目的とする。

(区 域)

第3条 町会の区域は、草津市追分南2丁目内、橋本不動産および滋賀総合開発の分譲する追分団地内とする。

(事務所)

第4条 事務所は会長宅に置く。

(事 業)

第5条 町会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 住民相互の連絡、交流・親睦に関すること。
- ② 防犯、防災および安全に関すること。
- ③ 美化・清掃、環境整備に関すること。
- ④ 社会福祉事業の協力に関すること。
- ⑤ 行政および各種団体との連絡調整に関すること。
- ⑥ その他、町会の目的達成に必要なこと。

(会員の資格と入会)

第6条 町会の会員は追分南2丁目、橋本不動産および滋賀総合開発の分譲する追分団地内に居住し、町長に所定の手続きを了した者とする。

(会 費)

第7条 会員は別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員が本区域より転出した場合は、その日から自動的に脱会したものとみなし、一切の権利及び義務は消滅する。

(役 員)

第9条 町会に、次の役員を置く。

- ① 会長 1人
- ② 副会長 1人
- ③ 会計 1人
- ④ 会計監査委員 1人

(役員の選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 会長は、前年度副会長が就任する。

3 役員の選任方法は、立候補者の中から総会出席者の投票等により行う。

4 前項により選任し難い場合は、くじ引き等により選任する。

(役員の免除)

第 11 条 以下の会員は役員の選任を免除する。

- ① 1 年未満の加入者
- ② 総会において承認された者

(役員の任期)

第 12 条 役員の任期は 1 年とし、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、再任は妨げない。

- 2 補欠のために選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の任務)

第 13 条 会長は会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障のある場合はその職務を代行する。
- 3 会計は、会長の指示を受け、出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 4 会計監査委員は町会の会計を監査する。

(総会)

第 14 条 町会の総会は、年次総会、臨時総会の二種とする。

- 2 町会は会員を持って構成する。
- 3 年次総会は、毎年 1 回、会長が招集する。
- 4 臨時総会は、会長が必要と認めた時、または世帯主の過半数の請求により開くことができる。

(総会の招集と開催)

第 15 条 総会は会長が開会の日の 3 週間前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を示して文書を持って通知しなければならない。

- 2 総会は世帯主（またはその代理人）の過半数の出席によって成立する。（委任状は出席と扱う。）
- 3 議事は出席者の過半数をもって決定する。

(総会の表面評決)

第 16 条 やむをえない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または委任状をもって他の会員を代理人として評決を委任することができる。

(経費)

第 17 条 町会の経費は町会費、その他の収入をもってこれにあてる。

(会費の徴収)

第 18 条 町会費は一世帯当たり、年額 1,200 円とする。（月額 100 円）

- 2 町会費は、上期・下期に二分し、会長がこれを徴収し、会計へ納入するものとする。
(年一括払いも可。期中に入退会した場合は月割り計算を行う)
- 3 会費額の変更を行う場合は総会において決議を行う。

(会計報告)

第 19 条 会計は年度末において収支決算書を作成のうえ、会計監査委員の監査を受けた後、会長に報告する。会長は収支内容を総会において報告するものとする。

- 2 会計年度は 4 月 1 日より 3 月 31 日までとする。

附 則 この会則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この会則は、平成 30 年 5 月 13 日から施行する。